

組合員 各位

長野県医師国民健康保険組合
理事長 竹 重 王 仁
(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の償還払いについて

柔道整復師の施術については、原則償還払いとされていますが、例外的な取扱いとして受領委任が認められているところです。

しかしながら、今般、療養費の適正な支給を図るため、施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる場合については、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該被保険者に対する施術を償還払いに変更できる制度が令和 4 年 6 月 1 日から適用されることとなった旨、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、当組合としても該当があった場合は下記のとおり対応いたしますので、お手数をおかけいたしますが貴院に属する被保険者への周知方ご配意の程お願い申し上げます。

記

1. 償還払いの対象となるケース

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である被保険者
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている被保険者
- ③ 被保険者に対して施術に関する照会を適切な時期に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない被保険者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている被保険者

2. 「1」で該当となった場合の流れ

- ・当該被保険者及び当該施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知を送付する。
↓
- ・注意喚起通知送付後にも、同様の施術及び療養費の請求が行われ「1. 償還払いの対象となるケース」のいずれかに該当する場合は、詳細について文書等で事実確認を行う。
↓
- ・療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該被保険者及び当該施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知を送付するとともに、厚生局長又は県知事へ連絡する。
↓
- ・償還払いに変更した場合、定期的な確認を行い、受療状況や請求状況が改善された場合は、当該被保険者及び当該施術所の施術管理者に対して、受領委任の取扱い再開通知を送付する。

柔道整復師の施術（整骨院・接骨院）を受けられる方へ

国民健康保険を利用し柔道整復師の施術を受けるためには、一定の条件を満たす必要があります。正しく理解し、適正な受診をお願いいたします。

保険証が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲・肉ばなれ 等
- 骨折・脱臼（応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要）

骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

（主な負傷例）

日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

保険証が使えない場合

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こり・腰痛・筋肉疲労
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）による凝りや痛み
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

施術を受けるときの注意

- 柔道整復師の施術については、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける療養費（償還払い）が原則です。
しかし、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。
- 柔道整復師の施術を受けたときには、療養費支給申請書の受取代理人欄に被保険者のサインが必要となります。負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認しないと、間違いにつながるおそれがありますので、施術を受ける前ではなく、必ず施術終了後にサインしてください。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診療を受けましょう。
- 同じ負傷等で同時に複数の整骨院・接骨院で施術を受けないようお願いします。
- 領収書をもらいましょう。
- 交通事故等、他人に負わされた負傷が原因の場合は別途届出が必要となりますので、医師国保組合にご連絡ください。

長野県医師国民健康保険組合 電話 026-217-6200

長野県医師国民健康保険組合からのお願い

被保険者の皆さまにお支払いいただいている大切な保険料を正しく使うために
電話や文書等で施術日・施術内容等についてお尋ねする場合があります。
照会があった際には回答にご協力ください。